

# JW

Japan Industrial Waste Information Center

## 2024



## 理事長挨拶

3年余にわたったコロナ禍はおおむね終息し、昨年5月には感染症法上の5類に分類替えされました。これを契機にJWセンターは、細心の注意を払いつつ、コロナ前の業務体制に戻したところです。

コロナ禍の3年間に世界は大きく変わりました。なかでも地球温暖化の進行は、極めて憂慮すべきことです。昨年夏の猛暑は危険なレベルに達し、日本でも世界でも観測史上最高の気温となっています。これに伴う豪雨、浸水、洪水、山火事等の災害は世界各地で発生しています。グテーレス国連事務総長は「地球温暖化 (global warming) の時代は終わり、地球沸騰化 (global boiling) の時代が到来した」と警鐘を鳴らし、これ以上の悪化を食い止めるために、世界各国に取り組みの強化を求めています。

日本も3年前に、世界の主要国と協調して2050年脱炭素に舵を切りました。脱炭素の実現には、社会経済の大変革が求められます。エネルギーの非化石化やエネルギー効率の向上は必須ですが、資源循環を加速し循環経済へ移行することもエネルギー対策と同等に重要です。国連の国際資源パネル (IRP) は、「天然資源の採取と材料・燃料・食料への加工の過程で、世界の温室効果ガスの約半分が排出されている」と指摘しています。実際、鉄、非鉄金属、プラスチック等の製造原料を天然資源から廃棄物由来の再生資源に転換すれば、温室効果ガスの排出は9割以上削減されとの報告もあります。JWセンターは、電子マニフェストの運営主体として、時代が求める資源循環の加速に静脈資源情報の面で貢献したいと考えています。

電子マニフェスト事業は、社会全体のデジタル化を追い風に、順調に拡大しています。昨年1年間の電子化率は80%を超えました。2017年に電子化率が待望の50%に達し、その後の6年間で更に30%増加したことになります。電子マニフェストは、産業廃棄物の適正処理を確保するための措置として導入され、今年年間4,000万件以上の産業廃棄物排出・処理データが電子的に蓄積されています。これらの産業廃棄物に係るビッグデータは、有効に利活用することで循環型社会の形成や資源循環の加速を推進するツールになります。JWセンターでは、電子マニフェストのビッグデータを本格的に解析するソフトウェア (電子マニフェストBIツール) を導入し、都道府県・政令市でも利用できる環境を整えました。その過程で、電子マニフェストデータを資源循環の基礎情報として活用するためには、登録情報の拡充等の電子マニフェストシステムの強化が必要であることが明らかになってきました。

現行のマニフェスト制度では、産業廃棄物の排出源から中間処理施設までのトレーサビリティ情報が登録されていますが、中間処理施設での処分の方法や処分後の再資源化物等の量は登録されていません。これらの項目が登録されるようになれば、廃棄物に係る資源循環の全容が、地域ごとにも全国的にもリアルタイムに近い状態で把握できるようになります。静脈資源の「見える化」が実現すれば、国や自治体でのきめ細かな施策の展開はもちろん、事業者間の動静脈連携が進み、再生資源の利用が拡大し、ひいては循環経済への転換に大きく貢献することが期待されます。このためJWセンターでは、学識経験者、自治体専門家、産業廃棄物処理業者にご参画いただき「電子マニフェスト情報利活用高度化検討委員会」を設置し、処分方法等のマニフェスト項目への追加や電子マニフェスト上で簡便に操作できるシステムの開発について、1年余にわたり検討を進めてきました。検討結果は昨年春に環境省に提出したところです。環境省では昨年夏から、中央環境審議会で静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築について制度的な検討を進めています。その柱の一つである静脈資源情報プラットフォームの構築について、JWセンターは電子マニフェストシステムを拡充して対応したいと考えています。この意味で、今年は電子マニフェストが新たな飛躍を遂げる出発の年になると受け止めています。

資源循環の加速は、脱炭素の観点のみならず経済安全保障の観点からも極めて重要です。これはロシアの侵略で勃発したウクライナ戦争を契機とした素材や穀物の高騰からも明らかです。特に、産業廃棄物の中でも相当量を占めているバイオマス廃棄物の資源化が、ますます重要になっています。JWセンターでは一昨年より、家畜ふん尿、下水汚泥、食品廃棄物等の処理や再資源化の実態把握を中心にこの分野の調査を進めており、資源循環の推進に貢献したいと考えています。

JWセンターのもうひとつの主要事業である講習会事業は、コロナ禍の3年間は、感染予防を徹底するため、会場での講義を中止し、オンラインでの講義動画視聴と会場試験を組み合わせた方式で実施してきました。コロナ禍の終息を受けて、昨年度からは、受講者の希望を踏まえオンライン方式を中心としつつ、1割は対面式で実施しています。今年度も、オンラインと対面とを併存する形で実施いたします。

JWセンターは、皆様のご支援により、昨年11月30日に設立35周年を迎えることができました。これからも、大きく変化する社会や時代の要請に応じて、設立の目的である産業廃棄物の適正処理と循環型社会の形成推進に資する事業をさらに充実・発展させてまいります。今後ともよろしく願いいたします。

2024年4月

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
理事長 関 荘一郎



# センター概要

## 目的

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物を主体とする廃棄物の処理の適正化を図り、産業の発展及び生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的に活動しています。

## 事業

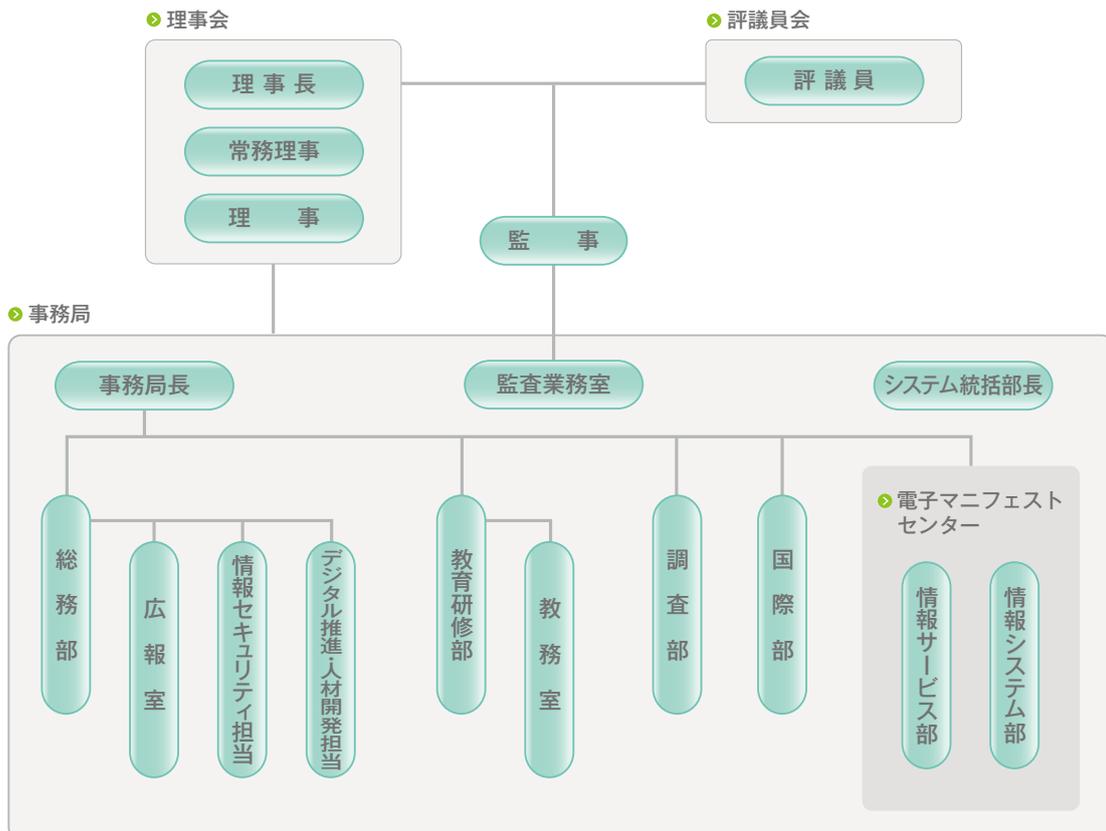
JWセンターは、この目的を達成するため、次の公益目的事業を実施しています。



## 沿革

1988(昭和63)年11月30日	財団法人日本産業廃棄物処理振興センター設立(厚生大臣認可、厚生省生衛第1544号)
1998(平成10)年7月1日	廃棄物処理法第13条の2第1項の規定により情報処理センターとして厚生大臣指定(厚生省収生第883号)
2001(平成13)年1月6日	省庁再編により、廃棄物行政が厚生省から環境省へ移管
2012(平成24)年4月1日	公益財団法人に移行

## 組織図



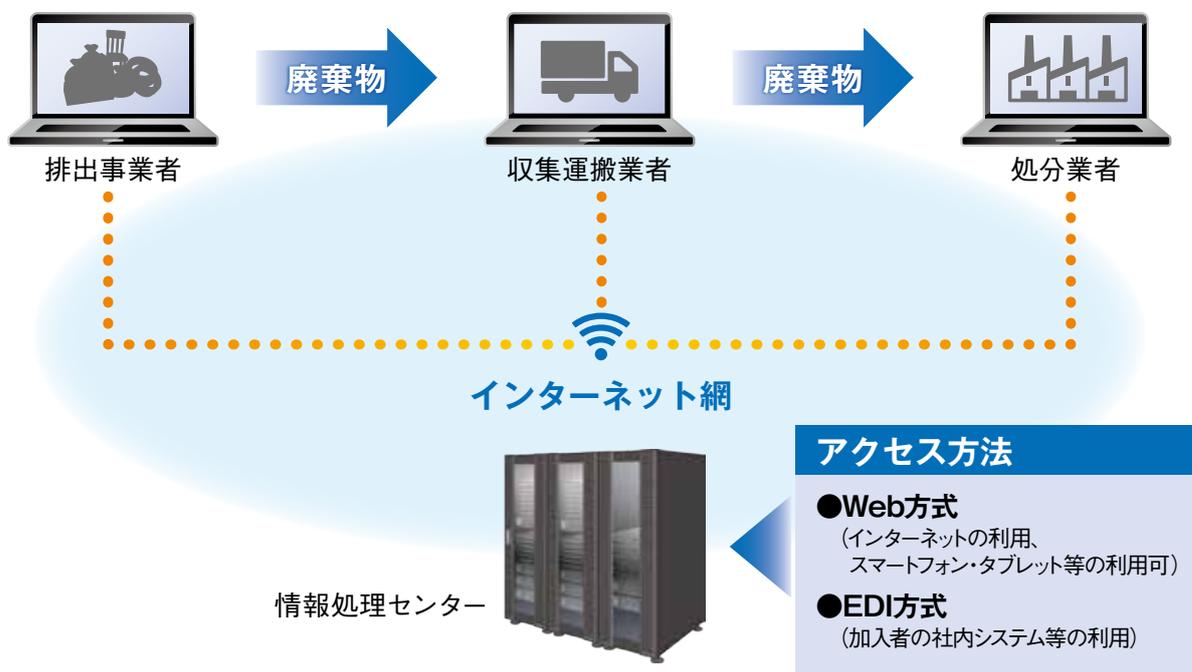


# 電子マニフェスト事業

排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、委託した産業廃棄物が適正に最終処分されたことを確認しなければなりません。マニフェストには、電子マニフェストと紙マニフェストがあります。JWセンターは、廃棄物処理法第13条の2第1項の規定により、環境大臣から全国で唯一の電子マニフェスト運営主体である「情報処理センター」に指定されています。

## 1 電子マニフェストシステムの仕組み

マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者（中間処理業者、最終処分業者）の3者が、情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報をやり取りします。



## 2 情報処理センターの主な業務

- (1) 電子マニフェストシステムの管理・運用及び電子マニフェスト情報の保存  
電子マニフェストシステムの管理・運用を行うとともに、登録された電子マニフェスト情報の保存を行っています。
- (2) 都道府県・政令市への報告  
廃棄物処理法に基づき、都道府県・政令市に対して以下の報告をします。
  - 廃棄物処理法第12条の5第9項に関する報告**  
年間（前年4月1日から当年3月31日）の電子マニフェストの登録・報告状況を、毎年6月30日までに排出事業場を管轄する都道府県・政令市に報告します。
  - 廃棄物処理法第18条第1項に関する報告**  
都道府県・政令市より電子マニフェスト情報に関する報告を求められた場合には、その情報を求めた都道府県・政令市に報告します。

### 3 電子Manifestの普及

都道府県・政令市や業界団体等の協力のもと、電子Manifestの普及促進に取り組んでいます。

- ・電子Manifest導入実務説明会の開催、動画公開
- ・電子Manifest操作体験セミナーの開催
- ・電子Manifestデモシステム、シミュレーションの提供
- ・ダウンロードによるパンフレット等の説明資料配布
- ・ホームページによる情報提供



パンフレット



ガイドブック



ホームページ (電子Manifestの仕組み)

### 4 ISMS国際規格「ISO/IEC 27001:2013」の取得

JWセンターは、次の業務について、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の国際規格である「ISO/IEC 27001:2013」及び日本国内規格である「JIS Q 27001:2014」の認証を、株式会社日本環境認証機構 (JACO) の審査を受け、2019年3月29日に取得し、2022年3月29日に認証を更新しております。

- ① 電子Manifest事業の企画・管理
- ② 電子Manifestの加入手続き、法律に基づく電子Manifestの報告
- ③ 電子Manifestシステムの企画・管理

JWセンターでは、電子Manifest情報を取り扱う上で、JWセンター内での規程整備や継続的な教育、物理的な対策 (機器、ソフト、構成) により、情報セキュリティの保護に努めております。

より安心して電子Manifestシステムをご利用いただけるよう、引き続き、情報セキュリティマネジメント体制の継続的な維持・改善に努めてまいります。



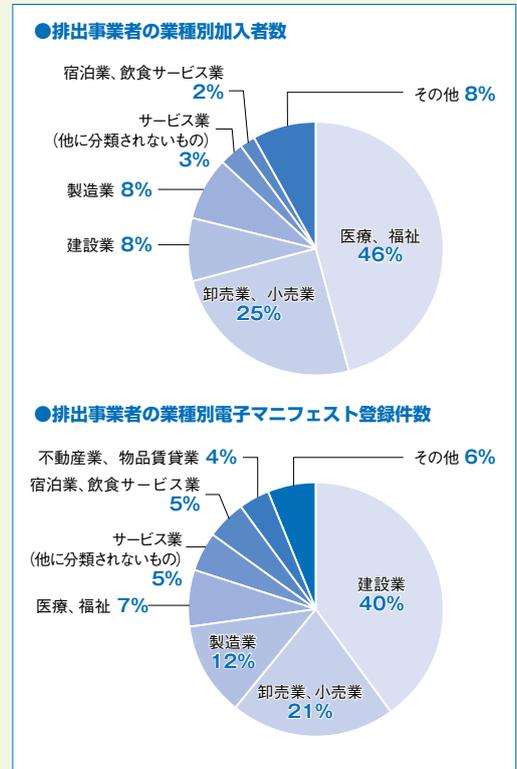
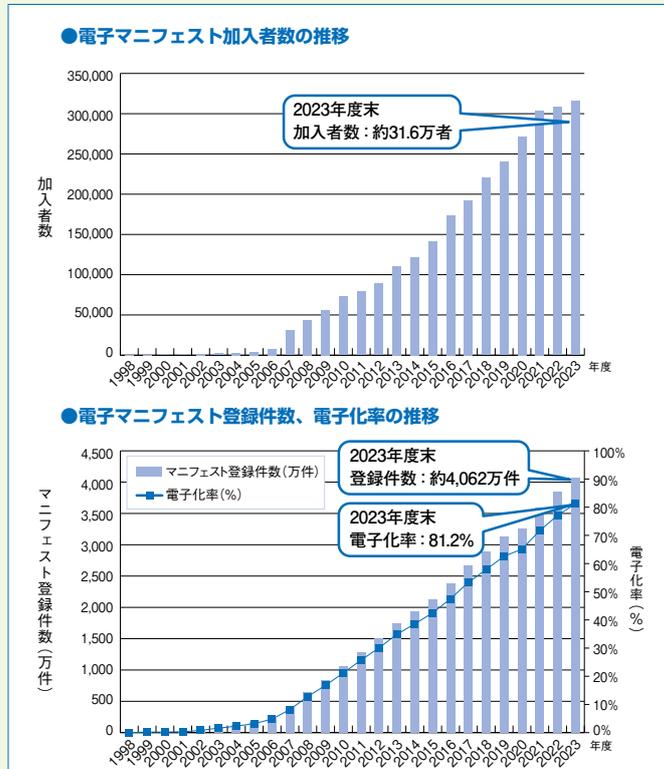
ISMS登録証



登録マーク/認定シンボル

## 1 電子マニフェスト加入者数及び年間登録件数

2023年度末現在の電子マニフェスト加入者数は315,675者、登録件数は約4,062万件であり、電子化率は81%となっています。



## 2 電子マニフェストの普及促進

### (1) 重点普及対象への普及活動等

産業廃棄物の排出量が多いことから電子マニフェストの重点普及対象としている建設業の普及促進のため、建設業のバックオフィス業務効率化を担う民間資格を認定する(一社)建設ディレクター協会と連携し、建設業における電子マニフェストの導入経緯やメリットを紹介いただく座談会を開催しました。



### (2) 電子マニフェスト導入説明会の開催等

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議システムによる電子マニフェスト導入説明会の開催を実施したほか、説明ビデオ・テキストをホームページに公開し、いつでも視聴・閲覧できるようにしています。

- 導入実務説明会 40回
- 都道府県等と連携した操作体験セミナー等 109回

### (3) 加入者サポート

オンラインヘルプ及びチャットボットへの項目追加、操作マニュアルのリニューアル等、加入者の運用をサポートするコンテンツの充実を図りました。

## 3 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持しました。

## 2024年度電子マニフェスト事業計画

「第四次循環型社会形成推進基本計画」(2018年6月19日閣議決定)に掲げられた電子マニフェスト普及目標(2022年度において普及率70%)については、国、地方公共団体、関係団体等の協力を得て普及活動を進め、前倒しで2021年12月に達成しました。2023年11月には電子化率80%(登録件数4,000万件/年)を達成しています。

引き続きシステムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、電子マニフェスト情報の有効活用に向けた取組みを積極的に展開します。

### 1 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの普及を一層推進するため、引き続き国、地方公共団体、関係業界団体と連携し、以下の事業を実施します。

#### (1) 重点普及対象への普及活動

- 1) 電子マニフェスト導入によるメリットが大きい多量排出事業者に向けて普及促進を図ります。
- 2) 産業廃棄物の排出量が多い種類(汚泥、がれき類)において、電子マニフェストの利用割合が比較的に少ない下水道業(汚泥)や建設業(がれき類)の普及促進を図ります。関係業界団体と連携し、加入の働きかけを強化します。
- 3) 国や地方公共団体が発注する公共事業での電子マニフェストの利用を促進するため、公共事業の所管府省、都道府県の廃棄物担当部局、入札・契約の担当部局に対して電子マニフェストの利用を働きかけます。

#### (2) 電子マニフェスト導入に向けた情報提供の充実

- 1) 電子マニフェスト導入についての説明動画や資料をウェブ上でいつでも閲覧できるよう充実させます。
- 2) 国や地方公共団体、関係業界団体と連携し、電子マニフェスト導入説明会(導入実務説明会、操作体験セミナー)をウェブ会議システムの活用など合理的な手法を用いて開催します。

#### (3) 加入者サポート

- 1) 電子マニフェストの円滑な導入・利用をサポートするため、電話やメールでのサポートを提供します。
- 2) ホームページの情報を整理・充実させ、電子マニフェストへの加入方法や利用方法などを効率的に周知します。

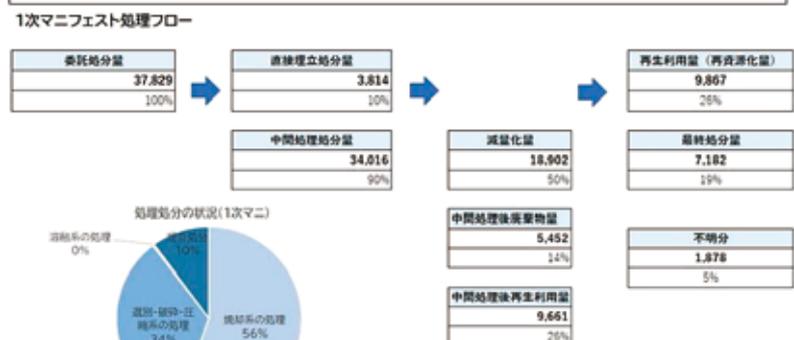
### 2 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

2024年度も安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持します。

### 3 電子マニフェスト情報の利活用の推進

電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、循環型社会の形成に向けて役立つよう幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト情報の利活用に積極的に取り組みます。特に、国で進めている静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築にかかる検討の状況に留意し、電子マニフェストデータを資源循環に活用するための制度変更について迅速に対応できるように準備を進めます。

愛媛県の廃プラスチック類の処理処分状況(1次マニフェスト: 廃プラスチック類 37,829トン)



愛媛県における廃プラスチック類の処分状況



## 1 産業廃棄物に関する講習会

産業廃棄物の排出事業者や処理業者を対象に、産業廃棄物の適正な処理を行うために必要な専門的知識、技能を修得するための各種の講習会を実施しています。

講習会はインターネットで講義を受講するオンライン形式と会場で講義を受講する対面形式があります。

### (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（特管責任者講習会）

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に義務付けられている特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するための講習会を行っています。

- 1) 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会（特責講習会）
- 2) 医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会（医療特責講習会）  
（公益社団法人日本医師会と共催）

### (2) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可申請に必要な「処理を的確に行うに足りる知識及び技能」を修得するための新規許可及び更新許可に関する講習会を行っています。

新規許可申請に関する講習会（新規講習会）

- 1) 産業廃棄物の収集・運搬課程（産収課程）
- 2) 産業廃棄物の処分課程（産処課程）
- 3) 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（特収課程）
- 4) 特別管理産業廃棄物の処分課程（特処課程）

更新許可申請に関する講習会（更新講習会）

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更収課程）
- 2) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（更処課程）

### (3) PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会

PCB廃棄物の収集運搬業の許可申請に必要な「廃PCB等の性状等に関する知識等」を修得するための講習会を行っています。



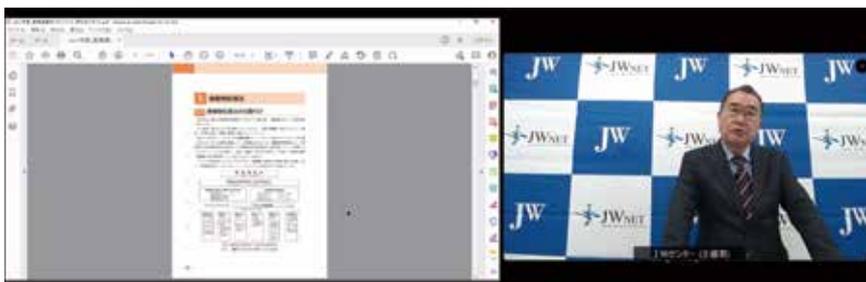
講習会テキスト

## 2 研修会

排出事業者及び処理業者のより一層の資質向上を図るための研修会を実施しています。

### 産業廃棄物マネジメント研修会

産業廃棄物を排出される企業の実務担当者等の方を対象にした基礎講座として、廃棄物処理法をはじめ、委託契約やマニフェスト運用等の産業廃棄物の適正管理についての基礎知識と実務のポイントを学び、廃棄物管理に役立ててもらうことを目的とした研修会を行っています。なお、建設業に特化した研修会も行います。web会議システムを活用した双方向（ライブ形式）で研修会を実施します。



## 2023年度実施状況

### 1 講習会事業

#### (1) 講習会の開催実績（試験回数）

1) 特管責任者講習会			246回	15,766名
（特責講習会	239回	15,404名）		
（医療特責講習会	7回	362名）		
2) 新規講習会			279回	16,007名
（産収課程	206回	12,463名）		
（産処課程	36回	1,787名）		
（特収課程	27回	1,378名）		
（特処課程	10回	379名）		
3) 更新講習会			407回	22,924名
（更収課程	349回	20,431名）		
（更処課程	58回	2,493名）		
4) PCB講習会			6回	204名
			計 938回	54,901名

#### (2) 委員会

講習会を適切かつ円滑に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」、修了試験問題に関する事項を審議する「講習会試験委員会」、医療特責講習会及びPCB講習会のテキスト作成、修了試験問題に関する事項を審査する「テキスト作成・試験委員会」を開催しました。

### 2 研修事業

#### 産業廃棄物マネジメント研修会

20回 928名

#### 建設マネジメント研修会

4回 254名

#### 安全衛生管理に関する ビデオの公開

安全衛生管理に関する理解を深めるための視聴覚教材を作成し、ホームページに公開しています。





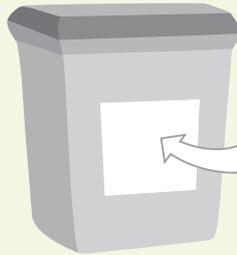
## 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた基準に則った評価を行っています。また、医療機関等の排出事業者や感染性廃棄物処理業者が容器選定の際に参考とできるよう、評価基準に合格した容器をJWセンターホームページに公開しています。

### 評価の流れ



### 評価容器の表示例



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する感染性廃棄物容器評価制度の審査に合格した容器です。以下の事項に留意して利用してください。

- ・ 固形物専用容器（鋭利物不可）です。
- ・ 3段を超えて積み重ねないでください。
- ・ 10kgの廃棄物を収納した条件で、容器を落下、転倒した際の安全を確認しています。
- ・ 納入後1年以内に利用してください。

### 2023年度実施状況

2023年度の評価実績は、新規2社5製品、更新5社7製品であり、累計13社47製品が評価されています。



## 調査事業

国からの受託等調査や自主調査を実施しています。また、国内外の産業廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する情報の収集・解析を行うとともに、その成果について広く情報提供を行っています。



### 2023年度実施状況

#### 1 受託調査等事業

環境省より「業種別事例集作成業務（建設業）」を受託し、実施しました。

#### 2 自主調査事業

国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報収集・解析を行いました。また、調査事業の内容については、学会等を通じて広く情報提供を行いました。

- (1) カーボンニュートラル実現及びバイオマス利用促進に向けた取組状況調査
- (2) 産業廃棄物処理業における脱炭素に向けた取組調査 他

## 国際協力事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物管理に関する情報の収集・提供を行うほか、関係機関との交流事業を実施しています。また、政府が進める「我が国循環産業の育成・海外展開の促進」等の事業の推進に協力しています。

## 広報事業

### 1 機関誌の発行

産業廃棄物マネジメントに関する行政情報や技術情報等を掲載した機関誌「JWセンター情報」を発行しています。

### 2 書籍の出版等

産業廃棄物の適正処理と再生利用推進による循環型社会の形成に向けて、関係者の理解と協力を得るために、各種マニュアルや廃棄物処理法等に関する書籍の出版を行っています。

### 3 ホームページ等による広報

JWセンターの活動等について、ホームページ、メールマガジンを活用した最新の情報提供を行っています。



JWセンターTOP画面



電子マニフェストセンターTOP画面

### 4 JW懇話会

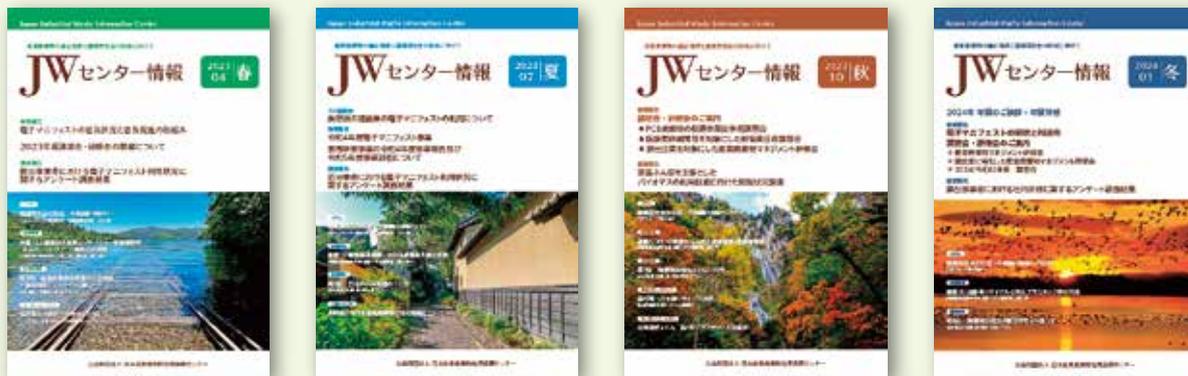
産業廃棄物に関する最新の話題の提供、産業廃棄物の適正処理に向けた関係者の理解を深め、JWセンターの関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」を定期的実施しています。

### 5 Web講座の開催

JWセンター職員の産業廃棄物の知識向上や国、地方公共団体に対する貢献等を目的に「廃棄物処理法初心者のためのWEB講座」をWeb会議システムを利用して開催しています。

## 1 機関誌の発行

- (1) 発行 季刊（年4回）
- (2) 発行部数 各1,800部
- (3) 配布先 都道府県・政令市、  
関係団体等



機関誌「JWセンター情報」(季刊)

### 座談会の実施

電子マニフェスト利用者の業種別導入事例に関する座談会を実施し、機関誌にその内容を掲載しました。

2023夏号：「長野県の建設業の電子マニフェストの利用について」

開催日 2023年2月22日

出席者 長野県環境部、長野県内建設業者 等

内容 各地域の建設業に携わる方々のうち、長野県内の建設業関連の方に電子マニフェストの導入・運用紹介、課題・要望等をお話いただきました。

### 産廃鼎談の開催

廃棄物・リサイクル関係法に関する知見を有する2人が毎回お一人のゲストを迎え議論する鼎談を開催し、「JWセンター情報」のコーナーとしてその内容を掲載しました。

2023春号：「第5回 産業廃棄物処理業の人材育成」

北村 喜宣 氏、佐藤 泉 氏、森 裕子 氏（ゲスト）

2023夏号：「第6回 日本ごみ処理の120年」

北村 喜宣 氏、佐藤 泉 氏、溝入 茂 氏（ゲスト）

2023秋号：「第7回 廃棄物処理法とともに50年」

北村 喜宣 氏、佐藤 泉 氏、芝田 稔秋 氏（ゲスト）

2023冬号：「第8回 廃棄物処理法の制定時をふり返って」

北村 喜宣 氏、佐藤 泉 氏、瀬田 公和 氏（ゲスト）

## 2 書籍の出版等

- (1) 廃棄物処理法令・通知集（令和5年版）

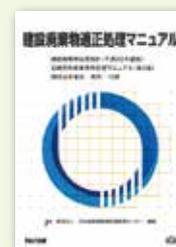
2023年5月発行

- (2) 建設廃棄物適正処理マニュアル

2011年7月発行



廃棄物処理法令・通知集  
(令和5年版)



建設廃棄物適正処理  
マニュアル

### 3 ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業などJWセンターの活動等について、ホームページによる情報提供、メールマガジンを毎月定期配信しました。



### 4 JW懇話会

2023年度は、国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域長の大迫政浩氏を講師にお招きして「廃棄物の資源循環や脱炭素に向けた課題と今後の展望」をテーマとした懇話会を開催し、欧州各国のソーティングセンターにおけるプラスチックや生ごみ当の選別状況や、動静脈連携による日本の循環経済への移行の動向についてご講演いただきました。

テーマ：「廃棄物の資源循環や脱炭素に向けた課題と今後の展望」

開催日：2023年10月20日

会場：JWセンター会議室

講師：国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域長  
大迫政浩氏



### 5 Web講座の開催

JWセンター職員の産業廃棄物の知識向上や国、地方公共団体に対する貢献等を目的とした「廃棄物処理法初心者のためのWeb講座」を2020年度より立ち上げ、引き続きWeb会議システムを利用して開催しました。

【2023年度開催実績】新任担当者を対象とした研修会（4シリーズ、全17回）

第1弾（5月、6月開催）

第1回「廃棄物処理法の基礎」

第2回「排出事業者の責務」

第3回「処理業許可（総合判断説を含む）」

第4回「地方自治体における電子マニフェストの運用」

第2弾（7月、8月開催）

第1、3回「産業廃棄物20種類の区分」

第2回「収集運搬業の許可事務に係る実務と心構え、演習」

第4回「特別管理産業廃棄物」

第5回「廃棄物処理法と現場対応の基礎、演習」

第3弾（11月、12月開催）

第1、2回「行政処分について」

第3、4回「産業廃棄物処理法許可不要制度」

第4弾（2月、3月開催）

第1回「災害廃棄物処理の支援」／「ごみ屋敷対策の取組」

第2回「焼却施設に係る行政処分事例」

第3回「『過剰保管→倒産→残置』寸前、陥り易い産廃処分業者に対するアプローチ」

第4回「行政処分事例あれこれ」／「地方公共団体における電子マニフェストの運用」

## その他の公益事業等

### 2023年度実施状況

#### 1 全国大会の開催

産業廃棄物関係三団体（（公社）全国産業資源循環連合会、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団、JWセンター）の共催による「産業廃棄物と環境を考える全国大会」は、令和5年11月10日に東京都で開催しました。

#### 2 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出せん

廃棄物処理法第13条の15第1項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの出せん要請を受け、社会貢献の観点から出せんを行いました。



令和6年度  
正味財産増減予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	令和6年度			令和5年度
	公益目的 事業会計	法人会計	合計	
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	14,700	6,300	21,000	21,000
② 特定資産運用益	200		200	200
③ 事業収益	1,929,780	214,420	2,144,200	2,122,700
④ 為替差益	0	0	0	50,000
⑤ 雑収益	459	51	510	510
経常収益計	1,945,139	220,771	2,165,910	2,194,410
(2) 経常費用				
① 事業費	1,003,900		1,003,900	965,500
② 配賦事業費又は管理費	899,099	86,671	985,770	1,011,050
経常費用計	1,902,999	86,671	1,989,670	1,976,550
当期経常増減額	42,140	134,100	176,240	217,860
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	43,900
経常収益計	0	0	0	43,900
(2) 経常外費用				
事務所移転費用	0	0	0	1,000
減損損失	0	0	0	11,025
経常外費用計	0	0	0	12,025
当期経常外増減額	0	0	0	31,875
当期一般正味財産増減額	42,140	134,100	176,240	249,735
一般正味財産期首残高			4,815,927	4,566,192
一般正味財産期末残高			4,992,167	4,815,927
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高			4,992,167	4,815,927



# 評議員・理事・監事一覧

2024年4月1日現在

## 評議員一覧

	氏名	所属・役職
1	おおしまくにひこ 大島邦彦	株式会社熊谷組 エグゼクティブフェロー 新事業開発本部 国際本部
2	おおのまさと 大野真里	株式会社エックス都市研究所 代表取締役会長
3	おのがわかずのぶ 小野川かずのぶ	公益財団法人地球環境戦略研究機関 シニアフェロー
4	かわむらきよし 河村清史	元 埼玉大学大学院理工学研究科 教授
5	きたむらよし 北村よし喜	上智大学 法科大学院 教授
6	さかいしんいち 酒井伸一	公益財団法人京都高度技術研究所 副所長 大阪工業大学 客員教授
7	さきただゆうこ 崎田裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
8	しおいらいじ 塩入英治	株式会社 Green Energy Frontier 代表取締役副社長
9	せしたかみかず 瀬田公和	前 公益財団法人国際障害者年記念ナイスハート基金 理事長
10	たつたかみかず 立上かず男	株式会社日本環境認証機構 名誉顧問
11	ふじくらまなみ 藤倉まなみ	桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授
12	ふるいちと 古市徹	北海道大学大学院 工学研究院 客員教授
13	まつざわじゅん 松澤淳	株式会社環境産業新聞社 代表取締役
14	わたなべこうじ 渡辺弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事

## 理事・監事一覧

	氏名	所属・役職
1	せき関庄一郎 理事長	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
2	みやほらじゅん 宮原順三 常務理事	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
3	かきさいとし 葛西聡 理事	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
4	さとうひろし 佐藤浩司 理事	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
5	あさりみすず 浅利美鈴 理事	総合地球環境学研究所 教授
6	おりあけみ 織朱貴 理事	上智大学大学院 地球環境学研究科 教授
7	かとうけいこ 加藤恵子 理事	株式会社ミダックホールディングス 代表取締役社長
8	かとうゆきお 加藤幸男 理事	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 理事長
9	こうのひろこ 河野博子 理事	ジャーナリスト
10	すながひろき 須永裕毅 理事	株式会社 JEMS 代表取締役
11	たかほしめく 高橋潤 理事	高俊興業株式会社 代表取締役社長
12	たけもとかずひこ 竹本和彦 理事	東京大学 未来ビジョン研究センター 特任教授
13	ほそだえいじ 細田衛士 理事	東海大学副学長・政治経済学部経済学科 教授
14	やすもとゆたか 安元豊 理事	元 一般社団法人日本環境衛生施設工業会 副会長

1	監事	ささきごろう 佐々木五郎	元 公益社団法人全国都市清掃会議 専務理事
2	監事	やまぎよしお 八木よし美	八木技術士事務所 代表



- 上野広小路駅  
東京メトロ銀座線(A2番出口)徒歩1分
- 上野御徒町駅  
都営大江戸線(A2番出口)徒歩1分
- 御徒町駅  
JR山手線・京浜東北線(南口)徒歩3分
- 仲御徒町駅  
東京メトロ日比谷線(4番出口)徒歩5分

## 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号 上野フロンティアタワー13階

**JWセンターお問合せ先** 9:00~17:00(12:00~13:00を除く) / 月曜日~金曜日(祝日等を除く)

総合窓口

TEL : 03-5807-5911  
FAX : 03-5807-5912

電子  
マニフェスト

サポートセンター  
☎ 0800-800-9023

講習会  
研修会

TEL : 03-5807-5913

ホームページ <https://www.jwnet.or.jp/>

- 講習会・研修会 <https://www.jwnet.or.jp/workshop/>
- 電子マニフェスト <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>
- お問い合わせフォーム <https://www.jwnet.or.jp/contact/>



産業廃棄物の適正処理と循環型社会の形成で、  
低炭素社会へ。



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。